



大宜味村公告第 28 号
令和 8 年 7 月 13 日

大宜味村長 友寄 景善



一般競争入札(条件付)の実施について

大宜味村が発注する大工又地区畑地かんがい施設工事(2工区)について、一般競争入札(条件付)(以下「入札」という。)に付すにあたり、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び大宜味村財務規則第92条に基づき、次のとおり公告します。

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 大工又地区畑地かんがい施設工事(2工区)
- (2) 工 期 契約締結日翌日から令和9年2月26日まで
- (3) 工 事 場 所 大宜味村字根路銘地内
- (4) 仕 様 書 別紙のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

本事業の入札に参加できるものは、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 令和7・8年度大宜味村建設工事入札参加資格者名簿に登録があること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にあるものでないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされていないもの。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされていないもの。
- (6) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出期限日から本工事の入札日までの期間に国又は地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 沖縄県本島地域に本社、又は支店・営業所等の拠点があること。

3 入札参加申し込みについて

- (1) 入札の参加を希望する者は、本事業に係る一般競争入札参加資格確認申請書その他関係書類(以下「確認資料」という。)を提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、提出期限までに確認資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められる者は、入札に参加することができない。
- (2) 確認資料の提出期限は、令和8年7月23日(木)の午後5時までとする。
- (3) 確認資料の提出場所は、「9 問い合わせ先」を参照。

- (4) 確認資料の提出方法は、持参又は郵送（郵送の場合は上記(2)の提出期限までに担当課に必着のこと。）提出期限後においては、提出した確認資料の差替え又は訂正等は認めない。持参の場合、受付時間は土曜日、日曜日以外の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）とする。
- (5) 提出された資料は返却しません。
- (6) 競争入札参加資格の確認審査結果は、令和8年7月27日（月）までに通知します。
- (7) (6)にて入札参加資格があると認められた者であっても、確認審査結果の通知後に入札参加資格を欠く事項等が判明した場合は、その確認審査結果を取り消します。

4 確認資料について

確認資料は以下に示すとおりとし、提出部数は1部とする。

- (1) 一般競争入札(条件付)参加資格確認申請書(様式1)
- (2) 企業概要説明書(様式2)
- (3) 業務経歴書(様式3)

※ 過去3年以内の都道府県又は地方公共団体との経歴とし、契約書の写し等を添付すること。また、直近2年間の同種の契約については契約書及びその業務を完了したことが分かる書類の写し等を添付すること。

- (4) 入札保証金免除申請書(様式4)

※「7 入札保証金に関する事項」の免除事項に該当する場合のみ。

5 質問及び回答

- (1) 仕様書等に関する質問・回答書（任意様式）を「9 問い合わせ先」にFAXにより提出すること。（電話による質問は受け付けません。）

・受付期限は、令和8年7月21日(火)午後5時までとする。

- (2) 回答は本村ホームページで随時公開します。

※質問が無い場合は、回答の掲載は行いません。

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 日時 令和8年8月5日(水) 午前10時00分
- (2) 場所 大宜味村役場 2階会議室①（階段側）

7 入札保証金に関する事項（大宜味村財務規則第96条に基づく）

入札に参加しようとする者は、見積る契約金額の消費税法(昭和63年法律第108号)に基づく消費税額以上の入札保証金を入札前に納めさせなければならない。ただし、次の各号の一に掲げる場合には、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に村を被保険者とする入札保証契約を締結したとき。
- (2) 入札に参加しようとする者が過去2年間に村、国(公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する

- 者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

8 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

9 問い合わせ先

- (1) 名 称 大宜味村役場 総務課（担当：石川）
- (2) 住 所 〒905-1392 沖縄県国頭郡大宜味村字大兼久 157 番地
- (3) 連絡先 TEL 0980-44-3001 FAX 0980-44-3139

10 その他

(1) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札参加資格がない者のした入札又は、大宜味村財務規則第97条4項の規定による確認を受けない代理人がした入札
- イ 指定の日時までに提出又は到達しなかった入札
- ウ 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札
- エ 入札者又は代理人の記名押印がない入札
- オ 同一入札について入札者又は代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- カ 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、双方の入札
- キ 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- ク 入札書の表記金額を訂正した入札
- ケ 入札に関し不正な行為を行った者がした入札
- コ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 入札保証金は、原則として落札決定後に還付する。

(3) 落札者が落札決定の日から10日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とし、入札保証金は大宜味村に帰属する。

(4) その他詳細は、仕様書による。

